



2021年5月12日

各位

会社名：株式会社ミツバ
代表者：代表取締役社長 北田 勝義
コード番号：7280（東証第一部）
本社所在地：群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
問合せ先：総務部長 新藤 洋一
電話番号：0277-52-0111

剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、2021年3月31日を基準日とする剰余金の配当について以下の通り決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2021年2月10日公表)	前期実績 (2020年3月期)
基準日	2021年3月31日	同左	2020年3月31日
1株当たり 配当金	普通株式 0円 A種種類株式 30,000円	普通株式 0円 A種種類株式 (未定)	0円 —
配当金 総額	普通株式 0円 A種種類株式 450百万円	普通株式 0円 A種種類株式 —	0円 —
効力 発生日	普通株式 — A種種類株式 2021年6月8日	—	—
配当原資	資本剰余金	—	—

(注) 純資産減少割合 0.011

2. 理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的、継続的な配当を維持することを基本とし、業績も考慮した配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら当事業年度は、新型コロナウイルス感染症問題や半導体メーカー罹災等の影響もあり最終赤字計上となることを勘案し、普通株式に対する期末配当は見送ることとしたと存じます。株主の皆様には深くお詫びいたしますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお当社は、2020年9月30日にA種種類株式15,000株を発行しております。このA種種類株式について、当社取締役会は定款の定めに従い、2021年3月31日を基準日として、1株当たり30,000円の配当を実施することを決議いたしました。

(注) 当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき株主総会によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

以上